

JIS

高齢者・障害者配慮設計指針— 視覚表示物—年齢を考慮した 基本色領域に基づく色の組合せ方法

JIS S 0033 : 2006

(AIST/NITE)

平成 18 年 3 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	天 野 正 喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大 熊 志津江	文化女子大学
	岡 田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加 藤 隆 三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	三 枝 繁 雄	財団法人製品安全協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議
	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政 章	株式会社西友
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	村 田 政 光	財団法人日本文化用品安全試験所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25

官 報 公 示：平成 18.3.27

原 案 作 成 者：独立行政法人産業技術総合研究所

(〒305-8563 茨城県つくば市梅園 1-1-1 TEL 029-861-2000)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

(〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10 TEL 03-3481-1921)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	2
3 用語及び定義.....	2
4 基本色領域.....	3
5 基本色の識別性及び色の組合せ方法.....	3
6 色の組合せの例.....	3
附属書 A (参考) 三属性による色の表示方法.....	10
附属書 B (参考) 色の組合せの例.....	12
解 説.....	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人産業技術総合研究所 (AIST)／独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物— 年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法

Guidelines for the elderly and people with disabilities—
Visual signs and displays—
A method for colour combinations based on categories of
fundamental colours as a function of age

序文

生活環境における色彩の利用が増える中で、安全かつ快適な視環境を整備するため、看板、標識などの視覚表示物の設計において、識別性の高い色彩設計が要求されている。

この規格は、高齢者層の身体機能変化の計測法に関する標準基盤研究のうち、“色覚変化計測法の検討及びデータ収集”において、人間の知覚する色の中で基本色と呼ばれる色について、それらの領域に関するデータを示し、そのデータに基づいて、視覚表示物の色彩設計における識別性の高い色の組合せに関する指針を示したものである。この規格では、昼夜の照度による色の見え方の変化を考慮して、明所視及び薄明視の二つの照度レベルにおいて基本色領域とそれに基づく色の組合せ方法を規定するとともに、色覚における年齢の変化を考慮して、若年者層及び高齢者層の各年齢層についても同様に基本色領域とそれに基づく色の組合せ方法を規定したものである。

1 適用範囲

この規格は、一般の視覚表示物に用いられる表面色について、**JIS Z 8102** に示された無彩色を含む基本色の領域を、明所視及び薄明視並びに若年者層及び高齢者層の各条件において、**JIS Z 8721** に規定された三属性による色の表示方法に従って示し、これらの基本色領域に基づいて、看板、標識などの視覚表示物の設計における識別性の高い色の組合せを作成する方法について規定する。

なお、明所視及び薄明視は、それぞれおよそ 500 lx 及びおよそ 0.5 lx の照度を代表とする。これ以外の照度では、10 lx 以上は明所視の基本色領域を、10 lx 未満の照度については、薄明視の基本色領域を、それぞれ参考として用いることができる。また、若年者層及び高齢者層は、それぞれ 20 歳代及び 60 歳代から 70 歳代の年齢層を対象とする。これ以外の年齢層にあつては、40 歳代以下の年齢層には若年者層の基本色領域を、及び 50 歳代以上の年齢層には高齢者層の基本色領域を、それぞれ参考として用いることができる。

注記 1 光源、電子式ディスプレイなどの発光色については、それらの色が観察される条件の下で、視覚的マッチングなどを行って三属性による色の表示方法に置き換えることのできる範囲で、基本色領域を参考として用いることができる。

注記 2 この規格は、色覚の加齢変化に基づき若年者層及び高齢者層を適用の対象とする。色覚障害